## 平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省28-22)

政策分野名 【施策名】	漁村の健全	な発展								担当部局名	水産庁 【計画課/防災漁村課/加工流通課】
政策の概要 【施策の概要】	漁村地域においては、景観等の地域資源、多面的機能等、漁村のもつ特性を活かして希望を持って定住 きる地域を実現していくことが重要である。また、水産物は「身近な自然のめぐみ」であるとともに、国民の健康 の維持向上にも寄与するものであり、その消費拡大に取り組むことが重要である。 この中、水産物の供給拠点として極めて重要な役割を果たす漁村の健全な発展を図るため、 ①女全で活力ある漁村づくり ②水産物の消費拡大と安全な水産物の安定供給 の施策を行う。									政策評価体系上の 位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関係する内閣の重要政策	第2の6 第2の7 漁港漁場整	安全で活力が発備長期計画	を拡大と加工 ある漁村づく (注1)(平成	こ・流通業の丼	日閣議決定)		水産物の安気	定供給		政策評価 実施予定時期	平成30年8月
施策(1)	安全で活力	ある漁村づく	(b								
施策の目指すべき姿 [目標設定の考え方根拠]		つ特性を活か 村づくり等を		望を持って定	住できる地	域を実現する	ため、藻場・	・干潟の保全	全・創造等の	豊かな生態系を目指した水産環境整	備、水産物の安定供給基盤となる漁港機能の維持・向上、漁村地域の労働・生活環境の改善、災
目標① 【達成すべき目標】	水産業・漁	水産業・漁村の多面的機能(注3)の発揮									
704	44.74.14						度ごとの目材				整備、水産物の安定供給基盤となる漁港機能の維持・向上、漁村地域の労働・生活環境の改 定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 能を発揮できる活力ある漁村づくりのためには、我が国周辺水域における水産資源の生産力 事を生及び新規漁場整備による新たな水産物の提供量」を指標とした。 画における自給率目標の達成のため、排他的経済水域を含めた我が国周辺水域における流
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	24年度		度ごとの目れ 度ごとの実彩 26年度		28年度	. 测定	:指標の選定理由及び目標値(水準·目標年度)の設定の根拠
(ア) 漁場再生及び新規漁場整備による	基準値		11万トン		24年度	年月	度ごとの実績	責値	<b>28年度</b> 11万トン	水産業・漁村がその多面的な機能 させる必要があることから、「漁場再 目標値については、水産基本計	Eを発揮できる活力ある漁村づくりのためには、我が国周辺水域における水産資源の生産力を向上 生及び新規漁場整備による新たな水産物の提供量」を指標とした。 画における自給率目標の達成のため、排他的経済水域を含めた我が国周辺水域における漁場整
	基準値	基準年度	1178	<b>目標年度</b> 平成28年度		25年度	度ごとの実績 26年度	責値 27年度		水産業・漁村がその多面的な機能 させる必要があることから、「漁場再 目標値については、水産基本計 備を図ることとし、事業実施主体か 主な成果として、平成28年度までは	Eを発揮できる活力ある漁村づくりのためには、我が国周辺水域における水産資源の生産力を向上生及び新規漁場整備による新たな水産物の提供量」を指標とした。 画における自給率目標の達成のため、排他的経済水域を含めた我が国周辺水域における漁場整らの実施要望等を踏まえ、漁港漁場整備長期計画(収成24年3月23日閣議決定)において目指すよおむれ11万トンの水産物を新たに提供するものとした。
(ア) 漁場再生及び新規漁場整備による	-		11万トン (累計)			年月 25年度 2.2万トン	<b>変ごとの実</b> <b>26年度</b> 4.4万トン	責値 27年度 6.6万トン	11万トン	水産業・漁村がその多面的な機能 させる必要があることから、「漁場再 目標値については、水産基本計 備を図ることとし、事業実施主体が 主な成果として、平成28年度までは ※評価実施時期に、評価対象年度 水産業・漁村がその多面的な機能 の生活の場である漁村において、 漁村の総合的な振興の観点から 漁村の総合的な振興の観点から	Eを発揮できる活力ある漁村づくりのためには、我が国周辺水域における水産資源の生産力を向上生及び新規漁場整備による新たな水産物の提供量」を指標とした。 画における自給率目標の達成のため、排他的経済水域を含めた我が国周辺水域における漁場整らの実施要望等を踏まえ、漁港漁場整備長期計画(収成24年3月23日閣議決定)において目指すよおむれ11万トンの水産物を新たに提供するものとした。

目標② 【達成すべき目標】	漁業地域の	)防災機能・洞	<b>成災対策の</b> 引	<b></b>						
					年度ごとの目標値					
測定指標	基準値		目標値				度ごとの実績値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
(ア) 海岸堤防等の個別施設ごとの長寿	約0%	平成26年	100%	平成32年	_	_	_	-	15%	
(グ) 命化計画(個別施設計画)の策定率	1,300	度	100%	度	_	-	-	_	11%	
南海トラフ巨大地震・首都直下型地 震等の大規模地震が想定されてい	<b>%</b> 16%	平成26年	<b>%</b> 766%	平成32年	_	_	_	-	31%	社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定。以下「重点計画」という。)では、平成27年度から32年度の計画期間において、厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用(賢く使う取組)に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとし、4つの重点目標と13の政策パッケージを設定したところ。 ・重点計画の重点目標に係る指標のうち、農地、企識者、海岸分野では、戦略的公維持管理・更新等を推進するため「海岸の長寿命
る地域等における海岸堤防等の整 備率	W.3.10%	度	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	度	_	-	_	_	28%	化計画(個別施設計画)の策定率)を指標として設定するとともに、南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定される地域等において、粘り強い構造の海岸堤防等の整備を推進するため「海岸堤防の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び津波到達前に水門等を安全かつ迅速・確実に閉鎖するため「水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率」を指標として設定した。 各年度ごとの目標値については、重点計画の指標を設定する際に行った海岸管理者に対する閉き取り結果を基に設定した。
南海トラフ巨大地震・首都直下型地 度等の大規模地震が想定されてい	約32%	平成26年	約89%	平成32年	_	_	_	_	41%	
2 る地域等における。水門・樋門等の 自動化・遠隔操作化率	ж, 502 ж	度	W.20019	度	_	-	_	_	38%	
産地市場前面の陸揚げ用の岸壁が (エ) 耐震化された水産物の流通拠点とな	20%	平成21年度	65%	平成28年度	44%	50%	57%	63%	65%	
る漁港の割合	20%	十灰21十尺	00%	TIX20TIX	【31.6%】	[40%]	44%	46%	54%	災害に強く安全な地域づくりのためには、避難対策や水産業関連事業の継続または早期再開のための対策とともに、外郭・係留施設 の構造強化、避難施設等の整備を推進する必要があることから、「産地市場前面の陸揚げ用の岸壁が耐震化された漁港の割合」、 「防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率」を指標としている。 目標値のうち、「産地市場前面の陸揚げ用の岸壁が耐震化された漁港の割合」については、事業実施主体からの実施要望を踏まえ、 水産物の流通拠点となる漁港(注5)において、産地市場前面の陸揚げ用岸壁の構造化を重点的に取り組むことにより、耐震化され ・漁港の割合を、20% (平成21年度)から、28年度を目処に、概ね65%に向上させることを目標とした。年度ごとの目標値は、28年度の
(オ) 防災機能の強化対策が講じられた	44%	平成21年度	80%	W. N '	-	59%	65%	70%	80%	に無徳の割合で、20%(平成21年度)から、20年度を目処に、(城2450%に向上させることを目標とした。 年度ことの目標値は、28年度の目標値(銀2465%)を達成するため、毎年一定割合で向上させることとした。 「防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率」については、事業実施主体からの実施要望や防災・減災対策の緊急性を考慮し、地震防災対策強化地域等に立地する漁村において、避難地となる緑地・広場施設等の整備により、防災機能の強化対策が講じ れた漁村の人口比率を、44%(平成21年度)から、28年度を目処に、概ね80%に向上させることを目標とした。年度ごとの目標値は、28年度の目標値(概280%)を達成するため、毎年一定割合で向上させることとした。
【4)漁村の人口比率	±*±/0	下从41千尺	50/0	平成28年度	-	[51%]	[54%]	【55%】	【57%】	

施策(2)	水産物の消	費拡大と安全	全な水産物の	の安定供給						
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	水産物の品	質•衛生管理	里対策の推進	進、加工・販売	等の6次産	業化の推進、	加工•流通	機能の発揮に	こよる適切な	需給バランスの確保等により、水産物の消費拡大と安全な水産物の安定供給を目指す。
目標① 【達成すべき目標】	水産物の付	加価値の向	上、販路拡大	大及び適切な	需給バラン	スの確保と消	肖費拡大			
						年月	度ごとの目	漂値		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準·目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
(ア) 魚介類(食用)の消費量	29.5kg/人	平成22年度	29.5kg/人	平成34年度	-	-	-	29.5kg/人 年	29.5kg/人 年	水産物の付加価値の向上、販路の拡大及び適切な需給バランスの確保等を通じて水産物の消費拡大を図るため、魚介類(食用) 消費量を指標として選定した。水産基本計画において、平成34年度の一人当たり魚介類(食用)の消費量を平成22年度水準の
	年		年		-	-	-	27.3kg/人 年	25.8kg/人 年	29.5kgまで引き上げる目標を掲げており、その早期実現を目指し、年度ことの目標値に129.5kg/人年」を設定した。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、前年度の目標値を用いて行う。
(イ) 水産物の輸出額	1.700/≃∏	平成24年	2 500岸田	W.C.	-	-	-	2,337億円	2,600億円	「農林水産業・地域の活力創造ブラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、2020年までに国産オ産物輸出額を3,500億円に倍増させることを目標として定めていることを踏まえ、「水産物の輸出額」を指標として設定した。目標値は
【イ) 小生物の軸山銀	1,700億円	十成24年	3,5000息円	十成32年	-	-	-	2,757億円	2,640億円	農林水産業・地域の活力創造プランで設定されている目標(2020年までに国産水産物輸出額を3,500億円に倍増)並びに、農林水産省が設定した中間目標(2016年に2,600億円)及び2012年から2016年までの年間増加率(年11.2%)を用いて設定した。
目標② 【達成すべき目標】	漁港におけ	- る品質・衛生	管理対策の	推進		l .	J.	1	l .	
(建成すべて自体)						年月	度ごとの目	標値		
測定指標	基準値		目標値		年		年度ごとの実績値			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
MACIE IA		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	水産物の付加価値の向上、販路の拡大及び適切な需給バランスの確保等を通じて水産物の消費拡大を図るため、魚介 消費量を指標として選定した。水産基本計画において、平成34年度の一人当たり魚介類(食用)の消費量を平成22年度水 29.5kgまで引き上げる目標を掲げており、その早期実現を目指し、年度ごとの目標値に「29.5kg/ 年月を敬定した。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、前年度の目標値を用いて行う。 「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、2020年まで産物輸出額を3,500億円に倍増させることを目標として定めていることを踏まえ、「水産物の輸出額を指標として設定にた。 農林水産業・地域の活力創造プランで設定されている目標(2020年まで日産水産物の輸出額を3,500億円に倍増)並びに省が設定した中間目標(2016年に2,600億円)及び2012年から2016年までの年間増加率(年11,2%)を用いて設定した。 別定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  歩全な水産物の安定供給のためには、水産物の生産から流通・加工に至る一貫した供給システムの中で、品質の確保やの高度化等集出荷体制の改善を図り、産地における国際競争力を高めていくことが必要であることから、「高度な衛生管理で出荷される水産物の割合」を指標としている。 国際競争力の強化と消費者に信頼される産地づくりのため、事業実施主体からの実施要望を踏まえ、水産物の流通拠点(地路)において、実験度保持対策や衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合」を指標としている。
(ア) 高度な衛生管理(注4)対策の下で	200	亚帝01年年	700	W #290##	51%	56%	60%	65%	70%	国際競争力の強化と消費者に信頼される産地づくりのため、事業実施主体からの実施要望を踏まえ、水産物の流通拠点となる漁
(ブ) 出荷される水産物の割合	29%	平成21年度	70%	平成28年度	[40%]	[44%]	47%	52%	55%	(注5)において、鮮度保持対策や衛生管理対策等に重点的に取り組むことにより、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の含を、29.5%(平成21年度)から、28年度を目処に、概ね70%に向上させることを目標とした。年度ごとの目標値は、平成23年度の実績値が46.2%であること、また、ここ数年順調に推移しており、今後も継続して取り組むことにより、28年度の目標値(概ね70%)の達成が見込まれることから、毎年一定割合で向上させることとした。

政策手段	予算	算額計(執行	<b></b> 類)	28年度	関連する		平成28年行政事業レビュー
(開始年度)	25年度 [百万円]	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成28年行政事業レビュー   事業番号 
(1) 漁港漁場整備法 (昭和25年)	_	-	-	_	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (1)-②-(エ) (1)-②-(オ) (2)-②-(ア)	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的としている。 この法律に基づき漁港漁場整備事業を推進することで、目標が計画的に達成されることに寄与する。	_
(2) 海岸法 (昭和31年)	_	_	_	_	(1)-2	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。 海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	-
水産加工業施設改良資金融通臨時 (3) 措置法 (昭和52年)	_	_	-	-	(2)-①-(ア)	食用水産加工品の安定供給を図るため、水産加工施設の改良等に必要な資金の融通を行う。資金の円滑な融通は製造のみならず消費拡大に寄与する。	_
国産水産物流通促進事業 (4) (平成25年度) (主)	780 (683)			752	(2)-①-(ア)	販売ニーズや産地情報等の共有化、流通過程の各段階への個別指導、HACCPに基づく品質管理の研修等及び流通促進のための加工機器等の整備を実施し、国産水産物の流通促進を図る。 水産物の川上(産地)から川下(消費地)までの流通の目詰まりを解消し、消費者ニーズに対応することにより、国産水産物の流通促進と消費拡大に寄与する。	0310
水産基盤整備事業(直轄) (5) (平成13年度) (主)	3,808 (3,711)			3,064	(1)-①-(ア)	国民への水産物の安定供給を図るため、排他的経済水域における漁場整備を実施するとともに、水産基盤整備事業の効果的・効率的 実施に資するための調査、技術開発等を実施。 魚礁や増養殖場を整備することにより、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供に寄与する。	0304
水産基盤整備事業(補助) (6) (平成13年度) (主、関連:28-12)	39,500 (31,921)			27,911	(1)-①-(ア) (1)-②-(エ) (1)-②-(オ) (2)-②-(ア)		0303
農山漁村地域整備交付金 (7) (平成22年度) (関連:28-7,8,12,14,17)	190,443 の内数 (141,305 の内数)	内数	(102,481	87,320 の内数	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) ~(ウ)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備の支援。 水産分野では、漁港漁場整備、海岸保全施設整備等とともに、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を総合的、一体的に実施。 魚礁や神管実施の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供が可能となる。 また、海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	0105
水産多面的機能発揮対策 (8) (平成25年度) (主、関連: 28-12)	3,500 (2,677)	3,500 (3,170)		2,800	(1)-①-(ア)	水産業・漁村の持つ多面的機能の効果的・効率的な発揮により水産業の再生・漁村の活性化を図るため、漁業者等が行う多面的機能 の発揮に資する活動に対して支援を行う。 水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮により、漁場再生による新たな水産物の提供や生物多様性保全に寄与する。	0309
鳥獣被害防止総合対策交付金 (9) (平成20年度) (関連:28-12,14,17)	9,383 (8,882)	12,206 (10,559)	13,001 (10,899)	9,500	(1)-①-(ア)	市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を支援。 また、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育成を支援。 被害防止計画を策定し、効果的な被害防止対策を行う市町村数を増やすことにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与する。	0190
離島漁業再生支援交付金 (10) (平成27年度) (主)	1235 (1,022)	1,235 (998)		1,206	(1)-①-(ア)	離島漁業の再生を図るため、漁場の生産力向上の取組等を支援する。併せて、初期投資負担を軽減し、離島の新規漁業就業者の定着を図るため、漁船・漁具等のリースの取組を支援する。 本事業により、離島の漁業集落において、種苗放流や漁場の管理・改善等の取組が行われ、漁場再生による新たな水産物の提供に寄与する。	0307
強い水産業づくり交付金 (11) (平成17年度) (主、関連:28-20,21)	8,159 (6,721)			4,100	(1)-①-(ア) (1)-②-(オ) (2)-①-(ア)	漁港漁場の機能向上及び利用の円滑化、付加価値創造型の漁業地域づくりのための施設整備に対して支援することにより、漁港機能 の高度化に寄与する。 災害に強い漁業地域づくり事業基本計画の達成に必要となる防災を目的とした施設の増加、漁業者や漁業集落住民の防災意識向上 に寄与する。 産地水産業強化計画に係る地先資源の増大に係る取組を支援することにより、魚介類の消費の増大に寄与する。	0305
農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:28- 3,7,8,12,14,15,16,17,18,19)	-	-	-	8,000 の内数	(1)-①-(イ)	農山漁村の持つ豊かな自然及び「食」を観光、教育、福祉等に活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農山漁村集落が 存続に向けて集落間の連携を図る取組、地域資源を活用した所得又は雇用の増大に向けた取組、農山漁村における定住を図るための 取組等を総合的に支援する。 この支援措置により、漁村の活性化、生活環境の向上が図られ、水産業・漁村の多面的機能の発揮に寄与する。	新28-0028

浜の活力再生プラン等支援事業 (平成26年度までの事業名: 浜の活 (13) カ再生プラン策定推進事業) (平成27年度) (主)	3 (3)			35	(1)-①-(ア)	漁業収入の向上と漁業コストの削減を図るための具体的な取組及び5年後の漁業所得目標を定めた「浜の活力再生プラン」の策定・着 実な実行を支援。 浜の活力再生プランを策定した漁業地域において、当該プランに基づく取組を実施することにより、漁場の再生による新たな水産物の 提供に寄与する。	0311
漁港海岸事業 (14) (昭和32年度) (主)	654 (602)			699	(1)-②	国民経済上、および民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪等による被害から守るため、または貴重な国土を海岸侵食から守るため の海岸保全施設の新設や改良を実施するとともに海岸事業にかかる調査を実施する。 海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を 守ることに寄与する。	0302
国産水産物セーフティネット事業のう 5 言給変動調整事業 (平成19年度) (主)	220 (217)			302	(2)-①-(ア)	水揚げ集中時により水産物価格が低落した際に、漁業者団体が漁業者から水産物を買い取る調整保管を適切に実施することにより、漁業経営の安定と国民に対する水産物の安定供給を図る。 買い取った水産物を価格上昇時に放出することにより、適切な需給バランスの確保に寄与する。	0306
水産物流通情報発信·分析事業 (16) (平成24年度) (主)	75 (73)			79	(2)-①-(ア)	漁業経営の安定と水産物の安定供給を図るため、漁業者が市場の動向に応じて効率的な生産を行うことができるよう、水産物の需給・価格の動向に関する情報を漁業者等へ的確に供給する。 調査対象から提供を受けた毎日の水揚げ状況、価格動向等の情報を、迅速に漁業者等に情報提供し、購買側の意向を生産側に伝えることにより、消費拡大に寄与する。	0308
水産物輸出倍增環境整備対策事業 (17) (平成27年度) (主)	_	_	316 (144)	244	(2)-①-(イ)	水産物の輸出に当たっては、その取扱方法等が輸出先国の衛生条件を満たすことが必要であることから、水産物のフードチェーン全体で輸出体制を強化し、水産物の輸出拡大を図る。 HACCP認定を促進するため、生産海域モニタリング等への支援、水産庁によるEU向けHACCP認定の体制整備等を実施し、水産物の輸出規模の倍増に寄与する。	0314
国産水産物セーフティネット事業のう 5水産加工業経営改善支援事業 (平成27年度) (主)	_	_	120 (70)	96	(2)-①-(ア)	近年、著しい気候変動の影響を受け国産水産物の水揚げ時期・水揚げ場所にズレ等が生じ、水産加工原料の安定確保が水産加工業者の重大な課題になっている。産地漁獲物の変動が激化する中、水産物の安定供給、水産加工業者の経営改善を図るため、国産加工原料の確保を支援することで水産物の消費拡大と安全な水産物の安定供給を目指す。	0315
水産物輸出促進緊急推進事業 (19) (平成27年度補正) (主)	_	_	1991 (1896)	_	(2)-①-(イ)	環太平洋パートナーシップ協定(TPP)大筋合意により、輸出先国となるTPP交渉参加国における水産物の関税が撤廃されること等を 踏まえ、我が国水産物の国外における需要を開拓することによって、輸出促進による競争力強化を図る必要がある。このため、TPP交渉 参加国等への輸出拡大を目指す水産加工業者等に対し、水産物輸出に必要な水産加工施設のHACCP対応や機器整備への支援、海 外でのプロモーション活動等を実施することにより、水産物の輸出規模の倍増に寄与する。	0312
さけ・ます加工原料緊急対策事業 (20) (平成27年度補正) (主)	_	_	552 (0)	_	(2)-①-(ア)	我が国さけ・ます流し網漁船が漁獲したさけ・ますを原料として使用していた北海道東部地域の水産加工業者等に対し、ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁の禁止に伴い原料の確保が困難になったことへの緊急的な対応として、さけ・ますからの原料転換又は輸入等によるさけ・ます加工原料確保を支援することにより、水産物の消費拡大と安全な水産物の安定供給に寄与する。	0313
収用に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例[所得税等:租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70] (21) 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税等:租稅特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和26年度)	<->	<->	<->	<->	(1)-2	公共目的により収用された財産の所有者の譲渡所得等について課税の特例を設け、事業等の円滑な推進を図る。 土地等の収用や漁業権の取消等を円滑に行うことにより、海岸事業を支障なく進めることで目標の達成に寄与する。	-
公害防止用設備等の固定資産税及 び都市計画税の課税標準の特例 (22) [固定資産税·都市計画税:地方税 法附則第15条②] (昭和44年度)	<->	<->	<8>	<4>	(2)-①-(ア)	特定の公害防止関連施設を取得した場合に固定資産税の2/3の税額控除を行うことが出来る。加工業者の負担軽減は適切な需給バランスの確保に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]	56,238 <220,830>	52,746 <122,420>		37,194 <108,920>			

<sup>&</sup>lt;159,908> (注1)「予算額計」欄及び「28年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

46,796

43,746

<5,774> <129,216>

40,356

政策の執行額[百万円]

<sup>(</sup>注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。 また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

<sup>(</sup>注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。